

参加者の有無を確認する公募手続に係る参加意思確認書の提出を求める公示

令和7年2月3日

関東地方整備局 国営昭和記念公園事務所長
辻野 恒一

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

なお、本業務に係る見積決定及び契約締結は、当該業務に係る令和7年度予算（暫定予算を含む。）が成立し、予算示達がなされることを条件とするものです。

本案件は、「女性の活躍推進に向けた公共調達及び補助金の活用に関する取組指針」（平成28年3月22日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）に基づき、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業として関係法令（女性活躍推進法、次世代育成支援対策推進法、若者雇用促進法）に基づく認定を受けた企業及びそれに準ずる企業を評価（認定企業等を加点）する対象案件です。

1. 当該招請の主旨

本業務は、国営昭和記念公園事務所の既設の入園管理装置（以下「当該設備」という。）に機能障害が発生した際の当該設備の修理に関する公示である。

修理とは、設備の「機能・性能」を「復旧・回復」させるために行う作業であり、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を含むものであり、単に部品交換を行うだけのものではない。

当該設備は、国営昭和記念公園事務所の業務目的を達成するために必要な「機能・性能」を定めた仕様書等に基づき、設計・開発・製作・納入したもので、その設計製作段階において工事契約または製造契約の受注者（以下「受注者等」という。）が有する特許権、実用新案権及び企業秘密等の知的所有権が多数使用されており、修理にあたっては受注者等が保持する技術が必要である。

これらのことから、本業務の遂行にあたっては、技術的要件等を兼ね備えている特定の法人を契約の相手方とする契約手続を行う予定としているが、当該特定の法人以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4. の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定の法人との契約手続に移行する。

なお、4. の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定の法人と当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- | | |
|----------|--|
| (1) 業務名 | R 7 昭和電気通信設備修理 |
| (2) 業務内容 | 入園管理設備の修理
対象施設は、別紙1「修理対象設備一覧表」のとおり。 |
| (3) 履行期間 | 令和7年4月1日～令和8年3月31日 |

3. 業務目的

本業務は、国営昭和記念公園事務所の当該設備に機能障害が発生し修理が必要となり、別途契約手続きを行った際は、当該設備の修理を行うものである。

修理の履行に際しては、故障原因の追及・対処だけでなく、当該設備内の他の部分や同一設備で障害が発生する可能性の有無の検討や対策の立案等を行うこととする。

4. 参加者に求める応募要件

参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

(1) 基本的要件

- ① 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- ② 令和07・08・09年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者であること。（令和07・08・09年度一般競争（指名競争）参加資格（全省庁統一資格）のうち「役務の提供等」に申請を行い受理され、令和7年4月1日に認定がなされる者であること。）なお「競争参加者の資格に関する公示」（令和6年3月29日付官報）に記載されている時期及び場所で競争参加資格の申請を受け付ける。
- ③ 会社更生法に基づき更正手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づき②の競争参加資格を継続する為に必要な手続きをおこなった者を除く。）でないこと。

- ④ 関東地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。
- ⑤ 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- ⑥ 説明書の交付を直接受けた者であること。
- ⑦ 参加意思確認書を提出しようとする者の間に、以下の基準のいずれかに該当する関係がないこと。

I 資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- (ア) 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。（イ）において同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。（イ）において同じ。）の関係にある場合
- (イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

II 人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。

- ただし(ア)については、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成14年法律第154号）第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。
- (ア) 一方の会社等の役員（会社法施行

規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。)が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

i 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

イ 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役

ロ 会社法第2条第12号に規定する指名委員会等設置会社における取締役

ハ 会社法第2条第15号に規定する社外取締役

ニ 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

ii 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

iii 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

iv 組合の理事

v その他業務を執行する者であって i から iv までに掲げる者に準ずる者

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会

社等の民事再生法第64条第2項又は
会社更生法第67条第1項の規定によ
り選任された管財人（以下単に「管
財人」という。）を現に兼ねている
場合

（ウ） 一方の会社等の管財人が、他方の
会社等の管財人を現に兼ねている場
合

（2） 技術力に関する要件

- ① 当該設備の設備施工者が保持する著作
者人格権等に抵触せずに履行が可能である
旨を証明できること。
- ② 設備ごとに検査・試験等に関する自らの
体制を証明できること。
- ③ 発注者からの修理に関する問い合わせ
に対応できる体制等が整っていること。

（3） 業務執行体制に関する要件

- ① 業務の全部又は主たる部分を第三者に
委任し、又は請負わせてないこと。
- ② システム及びサーバにおいて、予期せ
ぬ事態・障害が発生した場合は、夜間及
び休日に関わらず、業務が行えること。
- ③ 緊急時及び障害発生時等に対応するた
め、監督職員と修理技術者との連絡が常
に確保できる体制を維持できること。

（4） 業務実績に関する要件

件名ごとに、過去に完了した同種設備の
修理、製造又は工事（設備の製作又は改造
を含むものに限る）の実績を有すること。

（5） 配置予定技術者に関する要件

修理に当たっては修理技術者を配置する
こと。

なお、修理技術者は専任の義務を要さない。

修理技術者は、件名ごとに次の①から⑤のいずれかの条件を満たすこと。ただし、実務経験とは、(4)実績に関する要件に示す実務経験であること。

①学校教育法による大学、短期大学または高等専門学校又は専門課程を置く専修学校（専門学校）において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後３年以上の実務経験を有する者であること。

②学校教育法による高等学校において電気通信工学に関する学科を修めた者で、卒業後５年以上の実務経験を有する者であること。

③上記①及び②以外の者で、７年以上の実務経験を有する者

④以下のいずれかの資格を有する者であること。

a)技術士（電気電子部門又は総合技術監理部門（選択科目を「電気電子」とするものに限る））

b)一級電気通信工事施工管理技士、二級電気通信工事施工管理技士のいずれか

⑤以下のいずれかの資格を有する者で、実務経験が３年以上あること。

第一級総合無線通信士、第二級総合無線通信士、第一級陸上無線技術士、第二級陸上無線技術士、第一級陸上特殊無線技士のいずれか

配置予定修理技術者として複数名を予定している場合は、配置予定修理技術者ごとに

指定様式へ記載して提出すること。

なお、複数名を提出した場合は、最も評価の低い者を評価対象とする。

修理に際して修理技術者を変更する場合は、上記の条件を満たし、かつ、当初の配置予定修理技術と同等以上の者に限る。

5. 手続等

(1) 担当部局

① 契約関係

〒190-8558 東京都立川市緑町3173

国営昭和記念公園事務所 総務課 経理係

電話：042-524-4924 内：223

FAX：042-524-1535

電子メール：ktr-kt8930@gxb.mlit.go.jp

② 技術関係（特記仕様書等の照会先）

〒190-8558 東京都立川市緑町3173

国営昭和記念公園事務所 工務課 工務係

電話：042-524-1510 内：312

FAX：042-526-1466

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

① 説明書を上記(1)②の担当部局で交付する。

交付期間は令和7年2月3日（月）から令和7年2月14日（金）までの土曜日、日曜日及び休日等（行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項に規定する行政機関の休日）を除く毎日、8時30分から17時15分まで（最終日は16時まで）とする。

また、郵送（着払い）による交付も行うので、上記(1)②に申し出ること。この場合において、送料は希望者の負担とする。

② 電子データでの様式の交付を希望する場

合は、予め上記(1)②に事前連絡を行うこと。

- (3) 参加意思確認書の提出期限並びに提出場所及び方法

提出期限：令和7年2月14日(金)16時00分

提出場所：上記(1)②に同じ。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る。）、若しくは電子メールによる。

なお、押印を省略する場合は「責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を参加意思確認書に必ず記載すること。

6. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 関連情報を入手するための照会窓口

5. (1)に同じ。

- (3) 当該応募者に対して企画競争による企画提案書の提出を要請する際の提出予定期限

令和7年3月3日(月)17時15分

- (4) 本公示の応募要件は、上記4. (1)②に掲げる令和07・08・09年度一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の申請を行い受理されていることが条件となり、令和7年4月1日に一般競争(指名競争)参加資格(全省庁統一資格)の認定がなされていない場合には、応募要件を有しない者のした参加意思確認書及び企画提案書の提出に該当し、応募は無効となる。

- (5) 契約締結日及び履行期間開始日は令和7年4月1日とする。

ただし、令和7年4月1日までに令和7年

度予算（暫定予算を含む。）が成立しなかった場合は、契約締結日は令和 7 年 4 月 2 日以降、予算が成立した日とする。

暫定予算になった場合、予算措置が全額計上されているときは全額の契約とするが、予算措置が全額計上されていないときは全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみの契約とする。

(6) 詳細は説明書による。

件名・修理対象設備一覧表

件名	設備名称	規格等	設置場所	設備施工者
R7昭和電気通信設備修理	入園管理設備	データ管理サーバ	国営昭和記念公園	㈱高見沢サイバネティックス
		入園判定装置	国営昭和記念公園	
		自動券売機	国営昭和記念公園	
		窓口券売機	国営昭和記念公園	
		自動ゲート(3通路4筐体)	国営昭和記念公園	
		自動ゲート(2通路3筐体)	国営昭和記念公園	
		交通系ICカード定額引去制御装置	国営昭和記念公園	
		有人ゲート用入園処理装置	国営昭和記念公園	
		年間パスポート発行機	国営昭和記念公園	